

環水大土発第 120813001 号
平成 24 年 8 月 13 日

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長

自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の
土壤汚染状況調査に係る特例及び自然由来特例区域の該当性について

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の施行については、平成 23 年 7 月 8 日付け環水大土発第 110706001 号をもって環境省水・大気環境局長から通知されたところである。

このうち、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の取扱いについて、都道府県及び政令市が参考とすべき事項を下記のとおりまとめたので、貴職におかれては、これを参照し、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 10 条の 2 における専ら自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例の該当性について

専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壤汚染が深さ 10m 以浅に分布している土地において、掘削された土壤が、盛土材料として利用されている土地であって、次に掲げるものについては、規則第 10 条の 2 に基づく調査を行うことと解して差し支えない。

1. 法施行前（平成 22 年 3 月 31 日以前）に完了した工事で当該土壤が盛土材料として利用された土地

2. 法施行後（平成 22 年 4 月 1 日以降）に完了した工事で当該土壌が盛土材料として利用された場合であって、当該掘削と盛土が同一の事業で行われたもの又は当該掘削場所と盛土場所の間の距離が 900m 以上離れていないものである土地

第 2 規則第 58 条第 4 項第 9 号の形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものの該当性について

自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された土地について、次に掲げる場合においては、規則第 58 条第 4 項第 9 号に該当するものと解して差し支えない。

1. 第 1 による調査の結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合
2. 専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壌汚染が深さ 10m 以浅に分布していない土地（いずれの深さにも分布していない範囲又は深さ 10m より深部に分布している範囲）において、法施行前（平成 22 年 3 月 31 日以前）に完了した工事で自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された場合であって、通常の土壌汚染状況調査を行った結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合